



トップアンドコア通信

【令和1年7月31日号】

同一労働同一賃金の施行日まで1年を切っています。大企業は2020年4月、中小企業は2021年4月からの施行ですが、改正派遣法は企業規模に関わらず2020年4月からの施行です。派遣社員を受け入れている企業であれば、中小企業であっても2020年4月から対策を講じる必要があります。

並行して、自社の正社員と非正規社員（契約社員、パート・アルバイト）の賃金水準や業務内容、責任の度合いを整理のうえ、就業規則の整備等を行わなければなりません。この機会に、ルーティン業務の外注化を検討される企業も多く、社会保険労務士法人トップアンドコアにも「雇用・社会保険手続きや給与計算などまとめて依頼したい！」というお問合せが増えております。すでに給与計算ソフト等を導入されている場合は、チェック業務だけのご依頼も可能です。ぜひ、ご相談ください。

■「労使協定方式」の「一般労働者の賃金水準」が公表されました！

2020年4月から派遣労働者の同一労働同一賃金の実現に向けた改正労働者派遣法が施行されます。派遣先で同種の業務に従事する労働者との「不合理な待遇差」をなくすため、以下のいずれかの方式によって公正な待遇を確保しなければなりません。

原則：【派遣先均等・均衡方式】



例外：【労使協定方式】

※労使協定方式を選択した場合でも、適正に運用できていないと判断されると、原則【派遣先均等・均衡方式】が適用される点に注意が必要です

2020年4月1日をまたぐ労働者派遣契約であっても、同日から適用されるため、年内には方針を決めておきたいところです。

【労使協定方式】の比較対象者の賃金水準 ※以下a.～e.すべてを満たしている労働者の賃金

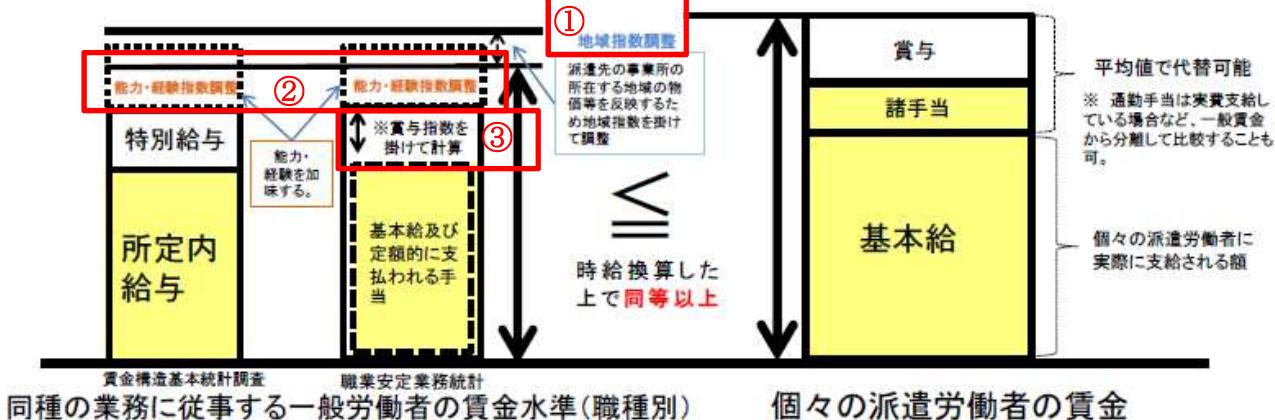
a. 派遣先に雇用される、b. 同種の業務、c. 同程度の能力及び経験並びにd. 同一の派遣就業場所におけるe. 無期雇用かつフルタイムの労働者の賃金

①比較する賃金とは…「基本給・賞与・手当等」「通勤手当」「退職金」の3つで判断される

②使用する統計は…「賃金構造基本統計調査」「職業安定業務統計」のいずれかが原則

③具体的な金額とは…2種の統計の職種のうち、協定対象派遣労働者が従事する業務と最も近いと考えられるものを選択し、係数をかけて調整する

(係数) …①地域指数、②能力・経験指数、③賞与指数



- ④通勤手当の取扱いは…実費が支給されている場合は「一般労働者と同等以上である」とする上限がある場合、1時間あたりに換算した額が「72円」以上であること
⑤退職金の取扱いは…派遣労働者の退職手当相当にかかる費用について時給換算し、派遣労働者の賃金に加算 \geq 同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準に退職費用分(6%)を上乗せ

※①基本給のみならず諸手当も含まれるが、時間外・休日・深夜労働に係る手当等は含まれない

※④⑤については他にも選択肢があり、どれを選択するかは労使の話し合いで選択が可能

※③④⑤の比較については、別の統計を利用することが可能（ただし、事前に労働局と協議要）

■ 最低賃金の改訂額が決定（2019年10月～順次発効）

2019年10月からの最低賃金額について、各地方最低賃金審議会で調査・審議が終了し、すべての都道府県で答申が出そろいました。発効予定日は、2019年10月1日～6日で都道府県別に公表されています。時給・月給制を問わず、現在雇用する従業員の時給単価を計算し、新しい最低賃金額を下回ることがないかの確認をお願いします。

【答申のポイント】

- ・東京、神奈川で全国初の時間額1,000円超え（東京都1,013円、神奈川県1,011円）
- ・改定額の全国平均額は901円（昨年度874円）
- ・全国平均額27円の引き上げは、昭和53年度に制度開始以降、最高額
- ・最高額（1,013円）と最低額（790円）の差223円（昨年度224円）、最高額に対する比率は78.0%（昨年度77.3%）と、いずれも改善



■1年を超える育児休業の延長要件の確認を厳格化

育児休業は、保育所などに入所できない場合に限り、1歳6ヶ月まで（再延長で2歳まで）延長することができます。主に首都圏において待機児童問題が表面化し、延長制度が設けられました。しかし、この制度を悪用する事例が出てきたことから、延長要件の確認について以下の取扱いとなります。

保育所などの入所申し込みを行い、第一次申込みで内定を受けたにも関わらずこれを辞退し、第二次申込みで落選した場合、「保育所入所保留通知書」にその事実が付記されることがあります。
→こうした付記がある「保育所入所保留通知書」が提出されたときは、第一次申込みの内定辞退に「やむを得ない理由」が無い限り、育児休業を延長する要件を満たさないと判断されます

■雇用保険の基本手当日額が変更（2019年8月1日～）

雇用保険の基本手当（一般的に「失業手当」）は、労働者が離職した場合に失業中の生活を心配することなく再就職活動ができるよう支給されるものです。毎月勤労統計調査の結果を踏まえ、本年は平均給与額0.89%UP（前年比）となったことから、基本手当日額の上限が変更されました。

※失業手当だけでなく、高年齢雇用継続給付や育児休業給付等の受給額および支給限度額も同様

社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル46F TEL: 03-3349-8370



【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋7F TEL: 052-589-8753

【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンターB1F TEL: 092-273-0503



E-mail: info@topandcore.or.jp http://www.topandcore.com/